

資 料 提 供

平成 29 年 7 月 21 日
 課 名 建設産業課
 担当者名 西原
 内線電話 3822
 直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 29 年 7 月 21 日に、建設業法に基づく建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社下井建設	代表者氏名	下井 健太
主たる営業所の所在地	三次市西酒屋町 58-3		
許可番号	広島県知事許可（般-25）第 36774 号		
許可を受けている建設業の種類	土木工事業，とび・土工工事業，石工事業，鋼構造物工事業，舗装工事業，しゅんせつ工事業，水道施設工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 29 年 7 月 21 日	処分を行う者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示 (1) 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに、建設業法、労働安全衛生法及び関係法令を順守すること。 (2) 前記に基づき講じた措置について、平成 29 年 8 月 21 日までに文書で報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反，業務上過失傷害		
株式会社下井建設は、平成 28 年 1 月 11 日に三次市文化会館解体工事現場において、舞台上の照明等吊り器具撤去作業を行うに当たり、防網の設置，立入禁止区域の設定等の危険防止措置を講じなかった結果、労働者 2 名が落下した音響反射板の下敷きとなり、骨盤骨折等の重傷を負う事故を発生させた。 このことにより、同社は、三次簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金 50 万円の略式命令を受け、また、代表取締役は、同裁判所から労働安全衛生法違反及び業務上過失傷害の罪により罰金 70 万円の略式命令を受け、平成 29 年 4 月 11 日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			